

江田島市技能労務職員等の給与等の 見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

江田島市総務課

1 はじめに

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があるところであり、「経済財政改革の基本方針 2007（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）」においては、「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能なものは平成 20 年度からの実施に取り組む」こととされたところです。

そこで、技能労務職員等の給与等について、総合的な点検を実施し、給与水準の見直しに向けた取組方針を定め、公表することとしました。

2 現状

(1) 人数・平均給与等について

本市の技能労務職員数は 6 人で、その全員が学校給食センターに勤務する職員です。

平成 19 年 4 月 1 日現在の技能労務職員等の給与のラスパイレース指数は 103.6 で、国と比較して若干高い水準です。

ラスパイレース指数：地方公務員の平均給与額を、職員の学歴別・経験年数別構成などが国家公務員と同等であると仮定して算出し、その数値を国の平均給与額を 100 として算出した指数のこと。

技能労務職員の平均給与等の状況 (平成19年4月1日現在)

区 分	人 数	平均給与月額 (円)	平均年齢	備 考
江田島市	6人	290,000	46.6	
うち学校給食員	6人	290,000	46.6	
民間（調理士）	17,873人	255,100	41.9	H18 賃金センサス
国（技能職）	5,193人	320,514	48.4	

- (注) 1 民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成18年数値。
 2 国（技能職）データは、国家公務員のうち、行政職俸給表（二）を適用する技能労務職全職種の平均値。
 3 平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・特殊勤務等の手当額の合計であり、期末勤勉手当（ボーナス）は含まない。

(2) 年齢別職員数について

年齢別技能労務職員数の状況 (平成19年4月1日現在)

	人 数 (人)	備 考
～29 歳		
30～39 歳	1	
40～49 歳	3	
50～59 歳	2	
全 体	6	

(3) その他給与に関する事項について

① 給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）1級～10級のうち、一般職については1級～7級を用い、技能労務職については、1級～3級を用いています。

昇格については、職務の経験年数に応じた昇格基準を設けています。

② 手当

技能労務職員の諸手当については、国家公務員及び本市一般職に準じた内容となっています。

なお、現在技能労務職員を対象とした特殊勤務手当はありません。

※ 詳しくは、本市ホームページの「江田島市職員の給与等の状況」参照

③ 昇給基準

昇給については、国家公務員及び本市一般職に準じた昇給制度となっています。

4 基本的な考え方

平成12年の地方分権一括法の施行以来、各自治体では、自らの判断と責任のもと、自主的な行財政運営が求められてきています。

また、現在の厳しい行財政環境のもと、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、給食センターの民間委託の検討を含め、職員の適性管理・配置に努めていかなければなりません。

このような状況の中、技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国、他市町における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

5 具体的な取組内容

本市の行財政改革に沿って、国の動向、市の財政状況を踏まえた取組みを推進します。

(1) これまでの取組

① 給料表の見直し：給与構造改革（平成 18 年 4 月 1 日）

- ・ 一般職と同様に給料表の引き下げ（▲4.8%）
- ・ 給料表の 3 級と 4 級を統合
- ・ 枠外昇給の廃止

② 特別昇給制度

- ・ 平成 17 年度末をもって、退職時特別昇給の廃止
- ・ 平成 18 年度末をもって、勸奨退職時特別昇給の廃止

(2) 今後の取組

① 給料表

当面、現行の給料表を適用しますが、国、他市町における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度・運用となるよう努めます。

② 昇給・昇格制度

昇給制度については、人事評価制度の導入が課題となっていますが、一般職や他市町の動向を参考にしながら、検討を進めます。

また、現在適用している職務の経験年数に応じた昇格基準についても、他市町の動向を参考に、検討を進めます。

6 その他

本市の技能労務職員 6 人は、現在その全員が学校給食センターに勤務する職員ですが、今後は原則として退職者不補充の方針であり、新規採用は行いません。

当面、現行の運営体制を維持して行く方針ですが、本市の行財政改革実施計画にも掲げているように、早い時期に民間委託について検討を進める必要があると考えています。